

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第123号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第44条の見出し中「財産活用促進課長」を「資産管理課長」に改め、同条各号列記以外の部分中「行財政局財政部財産活用促進課長」を「行財政局資産活用推進室資産管理課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)